

◎農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十三年八月三日法律第八九号)

農業者による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律

農業者に甚大な被害が発生したことから、今後の復興過程において、漁業者、農業者の経営再開、再建への的確な支援に向けた金融機能を維持強化するとともに、貯金者に安心感を与える枠組みを設けることが不可欠となつております。

このため、被災農漁協等に対し、農水産業協同組合貯金保険機構と指定支援法人から一體的に資本増強を行う特例的な支援の仕組みを設けることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

一、提案理由(平成二十三年六月八日　衆議院農林水産委員会)

○鹿野国務大臣　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

第一に、指定支援法人は、被災農漁協等が発行する優先出資の引き受け等を行う場合において、貯金保険機構に対し、当該優先出資等の取得の申し込みをすることができるものとしております。

第二に、貯金保険機構は、指定支援法人から優先出資等の取

得の申し込みを受けた場合において、主務大臣が取得を行うべき旨の決定をしたときは、当該優先出資等を取得することができるものとしております。
第三に、貯金保険機構は、被災農漁協等であつて合併等の信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の主務大臣の認定を受けたものが優先出資の消却を行う場合において、当該優先出

從来から、指定支援法人に自主的に積み立てた支援財源を活用した経営改善の取り組みを行つてゐるところであります。

こうした中で、東日本大震災により、債務者である漁業者、

資の消却に必要な金銭の贈与を行うことができるものとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二十三年七月一五日)

○山田正彦君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申します。

本案は、東日本大震災に対処して信用事業を行う農漁協等の信用事業の強化を図るため、その自己資本の充実に関する特別の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、被災農漁協等に対し、主務大臣の決定を経て、農水産業協同組合貯金保険機構と農漁協系統金融の指定支援法人から、一体的に資本増強を実施しようとするものであります。

第二に、被災農漁協等は、農林中央金庫と信用事業指導契約を締結し、信用事業の強化及び改善に向けた計画を実施の上、十年以内に、信用事業が改善した旨、または信用事業再構築によるべきである。

伴う資本整理を可とする旨のいすれかの認定を主務大臣に申請するものとしております。

第三に、被災農漁協等において、将来、信用事業再構築に伴う損失処理が必要となる場合には、主務大臣の認可を受け、貯金保険機構の資金等を活用することができるものとしております。

本案は、去る六月七日本委員会に付託され、翌八日鹿野農林

水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、七月十四日質疑を行いました。質疑終局後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年七月一四日)

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興に向け全力を尽くすべきである。こうした中、今後の復興に図るには、農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るとともに、農業者、漁業者の経営再開・再建への的確な支援を全力で行うことが喫緊の課題である。

よつて政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律
律の一部を改正する法律
記

三〇八

一 改正法の運用に当たっては、指定支援法人及び農水産業協

同組合貯金保険機構の緊密な連携と適切な役割分担の下、被災農業者・漁業者の経営・生活の円滑な再建に資することを旨として実施すること。

二 東日本大震災で被災した農林漁業者等における二重債務の問題については、被災者の経営・生活の再建に資するよう、国として、必要な対応を実施すること。

三 被災地域の復興の重要な担い手である農業協同組合、漁業協同組合等については、自ら被災している場合もあることから、地域の復興計画に則した共同利用施設等の復興支援に万全を期すること。

四 本法の改正は、公的資金の注入によらず被災地域の農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るものであるが、農漁協系統組織はその構成員のための組織であるといふ原点を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に当たってはあらゆる面で公平・公正かつ円滑な資金の融通に支障がないよう適正に行うこと。

政府は、このことについて、実態把握に努め、必要に応じ具具体的な措置をとることと右決議する。

○附帯決議(平成二三年七月二六日)

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興に向け全力を尽くすべきで

三、参議院農林水産委員長報告(平成二三年七月二七日)
○主演了君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、東日本大震災に自ら被災し、又は、被災者への債権を相当程度有し、今後の財務状況を確實に見通すことが困難と認められる農業協同組合及び漁業協同組合等の信用事業を強化するため、被災農漁協等の自己資本の充実に関する特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、支援措置の対象となる農漁協等、被災農漁協等への資本増強が農漁業者に及ぼす影響、農漁業者の二重債務対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。
なお、本法律案に対しても附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

ある。こうした中、今後の復興を図るには、農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るとともに、農業者、漁業者の経営再開・再建への的確な支援を全力で行うことが喫緊の課題である。よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

（一）改正法の運用に当たっては、指定支援法人及び農水産業協同組合貯金保険機構の緊密な連携と適切な役割分担の下、被災農業者・漁業者の経営・生活の円滑な再建に資することを旨として実施すること。

（二）東日本大震災で被災した農林漁業者等における二重債務の問題については、被災者の経営・生活の再建に資するよう、国として、必要な対応を実施すること。

（三）被災地域の復興の重要な担い手である農業協同組合、漁業協同組合等については、自ら被災している場合もあることから、地域の復興計画に則した共同利用施設等の復興支援に万全を期すること。

（四）本法の改正は、公的資金の注入によらず被災地域の農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るものであるが、農漁協系統組織はその構成員のための組織であるという原点を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に当たってはあらゆる面で公平・公正かつ円滑な資金の融通に支障がないよう適正に行う